

授業料無償化の申請に必要な課税証明書について

授業料無償化（就学支援金・臨時支援金）の申請にあたって、自治体の窓口にて取得していただく、課税(非課税)証明書により所得審査を行います。申請書とあわせて提出してください。

1. 所得審査に必要な情報

- ① 区市町村民税の「課税標準額（課税所得額）」
- ② 区市町村民税の「調整控除の額」

(参考) 所得審査基準（令和3年7月～）

「課税標準額（課税所得額）」×6% - 「調整控除の額(※)」 が 304,200 円未満であれば認定

※ 政令指定都市の場合は調整控除の額に 3/4 を乗じて計算する。

2. 学校への提出が必要な書類

「課税標準額（課税所得額）」と「調整控除の額」が記載された以下の書類

4 学年の世帯

(1) (2) 両方必要

- (1) 令和6年度住民税課税(非課税)証明書
令和6年1月1日にお住まいの区市町村から取得（詳細は裏面）
- (2) 令和7年度住民税課税(非課税)証明書
令和7年1月1日にお住まいの区市町村から取得（詳細は裏面）

5、6 学年の世帯

令和7年度住民税課税(非課税)証明書
令和7年1月1日にお住まいの区市町村から取得（詳細は裏面）

4、5、6 学年の世帯（共通）

別紙1「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」（「補足様式」）
課税証明書と同時に取得（詳細は裏面）

ただし、以下の場合には、別紙1「補足様式」の提出を省略することができます。

ア 課税証明書に「課税標準額（課税所得額）」と「調整控除額」の両方が記載されている場合（このケースが多いです。）

イ (1) の書類において区市町村民税の所得割が非課税（0円）である場合

⇒不明な点については、経営企画室にお問い合わせください。

3. 課税証明書及び補足様式の取得方法

【住民税担当窓口での手続き】

- (1) 区市町村の住民税担当窓口において、課税証明書の交付申請をしてください。
- (2) その際、別紙1「補足様式」とともに、別紙2「住民税情報の提供協力依頼」を提示して、就学支援金の審査に必要となる①「課税標準額（課税所得額）」及び②「調整控除の額」が課税証明書に記載されているかどうかを確認してください。
- (3) 審査に必要となる2項目のいずれか一方でも記載がない場合、別紙1「補足様式」に必要事項を記載いただくよう依頼してください。

別紙1「補足様式」 別紙1
(別紙2)

_____(氏名) 殿

高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。)については、下記の通りです。

令和____年度(令和____年分)の所得等

- 課税所得額(課税標準額) _____円
※ 課税所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額(課税標準額)が分かる場合には記載の必要はありません。
- (税額控除の内訳)
 ● 調整控除の額 _____円
※ 市町村住民税相当分

日付 令和____年____月____日
 市区町村名 _____
 担当部局課名 _____

公印

4. 注意事項

- 課税証明書の発行にあたっては、原則として手数料が発生します。
- 別紙1「補足様式」が必要となる場合、コンビニや出張所等の窓口では対応できないことがあります。また、申請日当日に対応できない場合がありますので、申請期限までの日数に余裕をもって手続きをしてください。学校の定める期日までに申請書類を提出できない場合、受給開始の遅れや、受給できなくなる場合がありますので御注意ください。
- 課税証明書の郵送請求の方法、手数料の取扱い、対応可能な窓口など、手続きの詳細については、事前にお住まいの区市町村ホームページ等を御覧になるか、住民税担当窓口にて御確認ください。

5. 課税証明書の一例(参考)

課税証明書の様式は区市町村によって異なります。

- ①、②のいずれかが記載されていない場合は、別紙1「補足様式」を取得してください。

令和〇年度 特別区民税・都民税課税証明書

賦課日現在の住所 氏名		東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 就学 太郎		②	②調整控除額 摘要欄などに記載がある場合もあります。		
相当年度	令和〇年度(令和〇年中の所得)			所得控除の内訳	税額控除前所得割	240,000	
給与収入額	7,689,000	社会保険料控除額	400,000		調整控除	1,500	
年金収入額		配偶者控除額	330,000		所得割額	238,500	
所得の内訳	給与所得	5,720,100	扶養控除額		660,000	均等割額	3,500
	*****	*****	基礎控除額		330,000		
	*****	*****	*****		*****		
	*****	*****	*****		*****		
	*****	*****	*****		*****		
	*****	*****	*****		*****		
	*****	*****	*****		*****		
	*****	*****	*****	*****			
所得内訳合計	5,720,100	所得控除額合計	1,720,000	税額控除前所得割	160,000		
総所得金額等	5,720,100	課税総所得金額	4,000,000	調整控除	1,000		
合計所得金額	5,720,100	上記以外の課税所得金額	0	所得割額	159,000		
				均等割額	1,500		
				合計税額	402,500		

①課税標準額(課税所得額) 見本とは別の表現で記載されている場合があります。